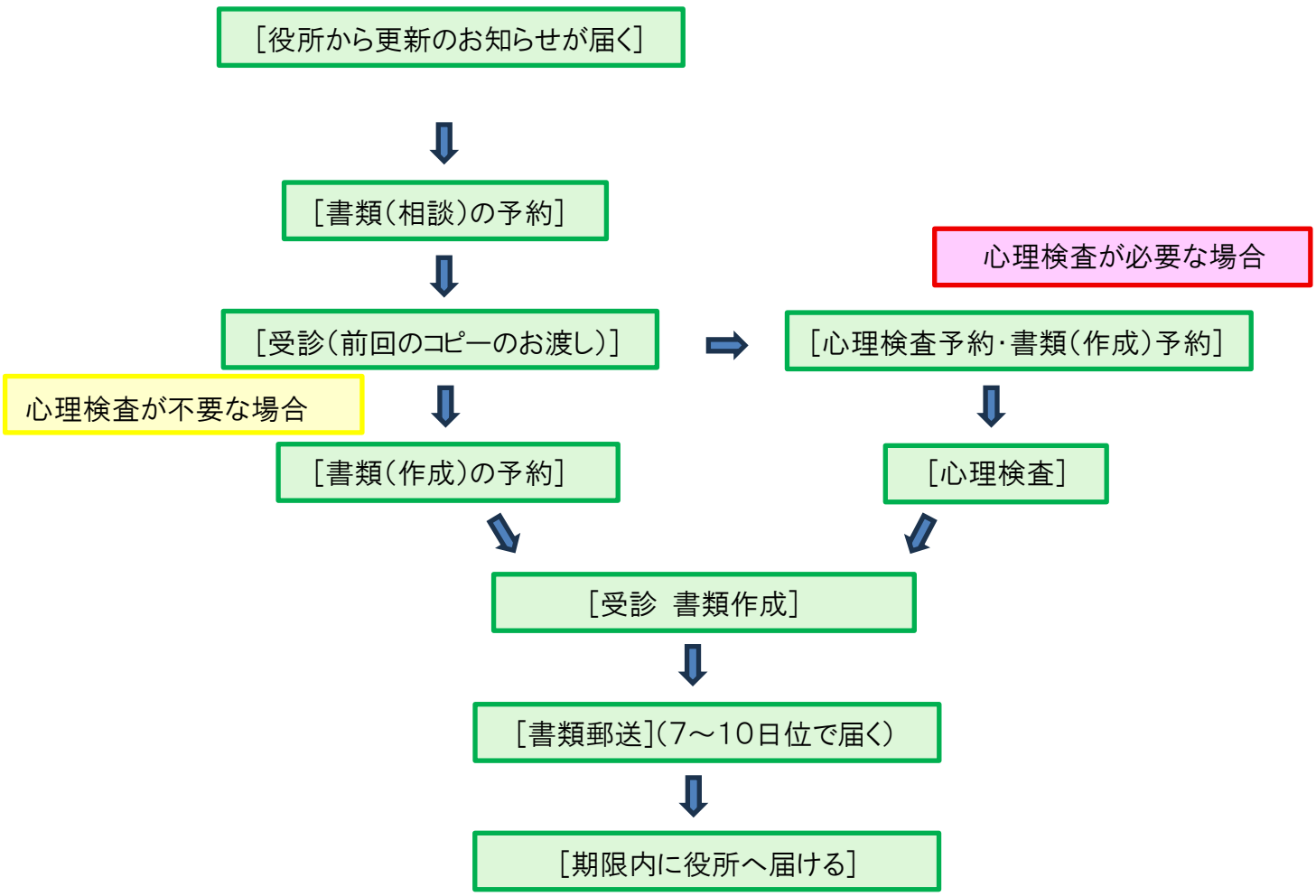
書類作成について

・書類作成には、心理検査が必要な場合があります。（不要な場合もあります）
・心理検査予約には限りがあり、特別児童扶養手当更新月には大変混みあいます。
他準備作業もございますので、役所より更新の書類が届きましたら早目に 書類（相談） 予約をし、
受診してください。
・心理検査結果は、検査日より2週間後に結果がでます。
・書類作成は、月曜～金曜の 午前中のみとなります。
・土曜日は書類作成はしません。
・書類作成当日は、対象者ご本人の同席が必要です。
・書類の更新については、担当医師以外でも作成可能です。
・各診断書料は相談受診時にご確認ください。

例 ： 特別児童扶養手当 更新 書類作成の流れ



・その他の書類や新規作成についても、ほぼ同様な流れとなります。
・ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。